

市役所前さくら通り地区景観協議会 ニュースレター

第5号

令和元年9月1日発行

— 良好な景観を形成するためのルールについて考えました —

相模原市では、市民・事業者の皆さんと共に、さまざまな景観資源を「まもる」、「いかす・そだてる」、「つくる」ことによる、魅力ある景観づくりを進めています。

その一環として、中央区内でも特に親しみのある「市役所前さくら通り地区」の魅力をもっと高めるため、景観形成重点地区の指定に向けて取り組んでいます。

自治会や商店街、地域にお住まいの方などで構成される「市役所前さくら通り地区景観協議会」でご意見を伺いながら進めており、令和元年7月27日（土）に第5回景観協議会を開催しました。



■ 第5回景観協議会の概要

第5回景観協議会では、良好な景観の形成に関する方針（素案）と景観形成基準※（たたき台）について、検討を行いました。

● 良好な景観の形成に関する方針（素案）の検討

第4回景観協議会や市の関係課での議論を踏まえて修正した方針の素案について、意見交換を行いました。

また、旗揚げによるアンケートを行い、「全体の方針」については、事務局が提示した3つの案を1つに絞り込み、「項目別の方針」については、すべての案に対して了承をいただきました。



● 景観形成基準（たたき台）の検討

市役所前さくら通り地区をイメージした架空のまち並みの中で、2棟の新しい建築物が計画されている状況を想定し、その建築物についてのお願い（改善してほしい、配慮してほしいこと）を考え、地区の景観形成基準を考える際に大事な要素を抽出しました。

※ 景観形成基準とは？

建築物などを建てる際に、景観に配慮してほしい内容を示したもの（良好な景観を形成するためのルール）です。景観法等に基づく手続きにおいて、この基準に適合しているかどうか審査されます。

市全域では、大規模な建築行為等に対して、屋根・外壁・フェンスの色彩、屋外設備の景観配慮、植栽などについて基準を設けています。この市全域での景観形成基準の内容を踏まえながら、市役所前さくら通り地区の景観の特徴や方針にふさわしい独自の基準を定めます。

■ 良好な景観の形成に関する方針（素案）の検討結果

● 全体の方針

第4回景観協議会で人気の高かった案を一部修正した案A、案Bと、この2案を掛け合わせた案Cを示しました。旗揚げアンケートの結果、案Cに最も多くの票が集まりました。

案A	さくら 桜並木のもとに「集い」「くつろぐ」 穏やかな時間が楽しめる景観を育てる	➡ 2票	🚩🚩
案B	さくら 訪れたいくなる桜並木の景観を育てる	➡ 2票	🚩🚩
案C	さくら 集い、くつろぎ、訪れたいくなる桜並木の景観を育てる	➡ 10票	🚩🚩🚩🚩🚩🚩🚩🚩

意見 地区名にあわせて「さくら」はひらがなで表記してはどうか

● 項目別の方針

方針の内容について意見交換を行ったあと、旗揚げアンケートを行い、構成員の皆さんから了承を得ました。

み	道路空間	<ul style="list-style-type: none"> 直線的で幅員の広い道路空間の特徴を活かし、眺めが良くゆとりのある景観をつくります。 第4回から修正 豊かな歩行者空間の魅力を活かし、安らぎのある憩いの空間をつくります。
	交差点	<ul style="list-style-type: none"> 眺めが良く開放感があり、みどり豊かな憩いの空間をつくります。
ち	交通	<ul style="list-style-type: none"> 安全で安心できる空間をつくるとともに、統一感のある景観づくりを行います。 第4回から修正
	桜並木	<ul style="list-style-type: none"> さくら並木は、通りのシンボルとして保全を図り、さくら並木が映える景観をつくります。
みどり	植栽	<ul style="list-style-type: none"> 季節が感じられるみどりを大切に、潤いのある景観をつくります。 第4回から修正
	住宅	<ul style="list-style-type: none"> さくら並木と調和し、緩やかなまとまりのある街並み景観をつくります。
まちなみ	商業・業務施設	<ul style="list-style-type: none"> 店舗が連なる場所では、ゆとりある道路空間と調和し、お洒落でにぎわいのある景観をつくります。 看板等の屋外広告物は、みどり豊かな通りの景観に配慮します。
	公共施設	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設は、通りの景観の先導的な役割を果たすよう、積極的に良好な景観形成を図ります。

意見 さくら通りの足元の植栽についてじっくり検討する必要がある。あじさいやさくらを上手に維持管理すれば、「季節感」をつくることできる。

意見 賑わいを生み出す新たな施設を誘致していきたい。

➡ **いいね!** 14票 🚩🚩🚩🚩🚩🚩🚩🚩🚩🚩

■ 景観形成基準（たたき台）の検討結果

架空の2棟の建物に対して、「どのようなもの」を「どのように」景観に配慮してほしいか、構成員の皆さんが考えた「お願い」をご紹介します。

● 建物①へのお願い

壁面

- 壁面が単調にならない工夫（ベランダ、ガラス面をつくる等）をしてほしい
- 通り側にベランダを設ける場合、洗濯物が見えないようにルールやデザインを工夫してほしい

用途

- 1階は、住居系の用途をなるべく避けてほしい

高さ

- 隣の建物とのバランスを考えて、高さは抑えてほしい

屋外設備

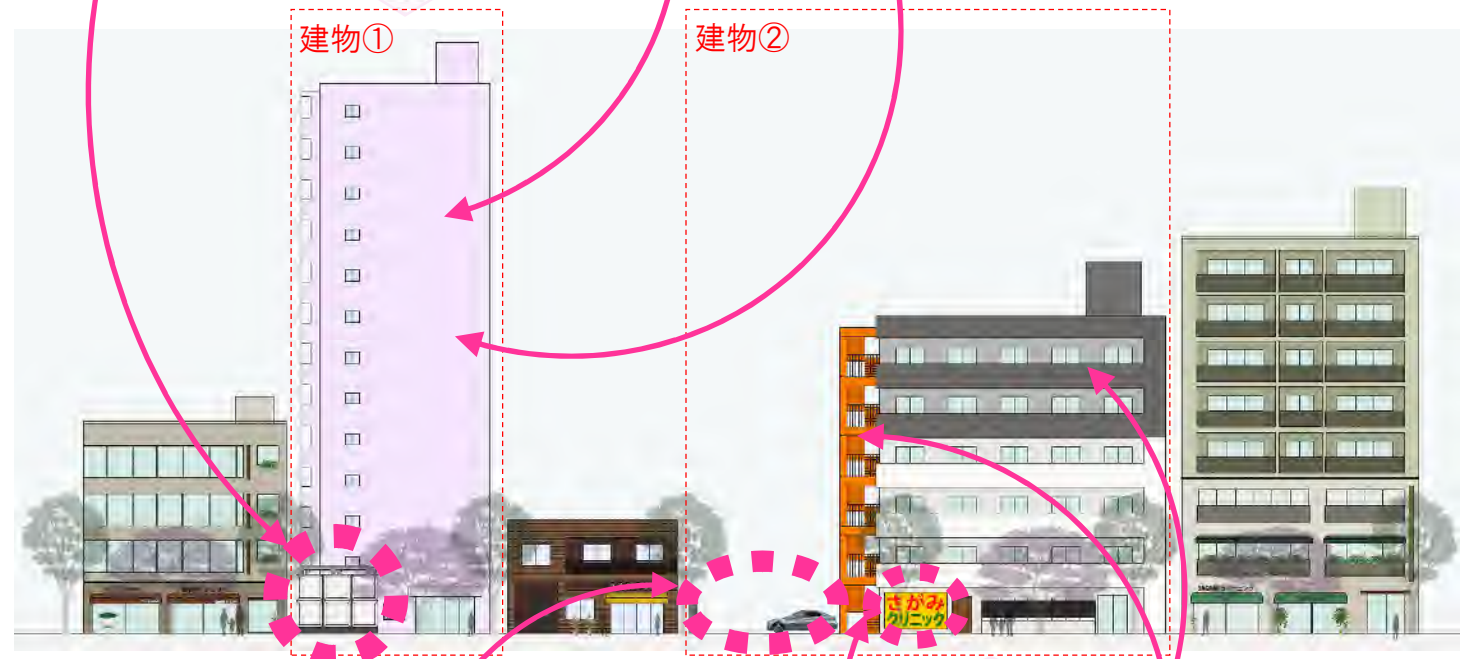
- 受水槽は、裏側など見えにくいところに置いてほしい
- 通り側に設備を置く場合は、フェンスで囲うなど、修景して隠してほしい

色彩

- 壁面のピンク色は変えてほしい。(ベージュ、レンガ色、明るすぎない色など)
- カラフルな色でも、周囲と調和していれば良い

その他

- 屋上（ペントハウス）のデザインを工夫してほしい
- 屋上緑化



● 建物②へのお願い

駐車場

- 駐車場は裏側に設けてほしい
- 通りから車が見えないように、フェンスや中木などで隠してほしい

屋外広告物（看板）

- 看板の大きさは両隣のお店くらいに小さくしてほしい
- 派手な色はやめてほしい

色彩

- 黒い色（モノトーン）は、ベージュなどの明るい色や、流行ではなく、通りの統一感を考えた色に変えてほしい
- 非常階段の色は、周囲に調和した色に変えてほしい

配置

- 通りに面した部分は、周囲の建物にあわせてセットバックしてほしい

用途

- 1階は、住居や管理室ではなく、賑わいや文化を生み出すような店舗にしてほしい

高さ

- 高さを抑えてほしい
- 高さを使って、オープンスペースを広くとるという考え方もある

その他

- 隣から連続して、2階部分に植栽を設けてはどうか
- 店舗が隠れないように生垣ではなく低木等にしてほしい。
- 屋上（ペントハウス）のデザインを工夫
- 屋上緑化

→これらの「お願い」は市役所前さくら通り地区の景観形成において、大切な内容であるため、今後、景観形成基準に反映することを検討していきます。

■ 景観形成重点地区指定に向けたスケジュール（予定）

平成 30 年	11月 2日 4日	地域の皆様に向けた説明会（終了）	
	12月 16日	第1回（終了）	景観協議会では、勉強会やまち歩き等を通して、次のことについて考えるとともに、ご意見を伺います。 ・ 地区の景観資源や課題 ・ 地区の目指す景観 ・ 景観形成基準 （良好な景観を形成するためのルール） 次回は景観形成重点地区（素案）と、方針を実現するためにできることについて意見交換する予定です。
平成 31 年	1月 27日	第2回（終了）	
	3月 10日	第3回（終了）	
令和 元年	5月 26日	第4回（終了）	
	7月 27日	第5回（終了）	
	9月 29日	第6回 次回	
	12月 15日	第7回	
↓		（景観審議会・都市計画審議会等の手続き）	
令和 2 年	10月	パブリックコメント	
令和 3 年	1月	景観形成重点地区の指定	



★景観シンポジウムに、ぜひご参加ください♪

皆さんと市のこれからの景観まちづくりを考える基調講演とパネルディスカッションを行います。この機会をお見逃しなく！！

日時：令和元年10月6日（日）13時30分～15時30分

場所：相模原市民会館 第1大会議室

内容：◎基調講演「これからの景観まちづくり」

／芝浦工業大学教授 鈴木 俊治 氏

◎パネルディスカッション

コーディネーター 平岩 夏木 氏 （株式会社エフエムさがみ社長）

パネリスト 鈴木 俊治 氏 （芝浦工業大学教授）

田中 幸子 氏 （株式会社タナカインテリア店長）

寺本 勉 氏 （景観整備機構）

荻野 隆 氏 （相模原市まちづくり計画部長）

定員：100名（申込順）

申込方法：9月30日までに、電話で市コールセンター（042-770-7777）

か、ファクス、Eメールに氏名（ふりがな）、電話番号、「景観シンポジウム」と書いて、下記問い合わせ先へ。

景観協議会に関するお知らせやニュースレターは市ホームページでもご覧になれます。



<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/sumai/keikan/1015215.html>

景観協議会に関することやニュースレターの内容など、ご意見・ご感想等がございましたら、下記問い合わせ先まで♪

問い合わせ先 相模原市 都市建設局 まちづくり計画部 建築・住まい政策課（景観広告班）

住所 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 市役所第1別館4階

電話 042-769-9252 **ファクス** 042-757-6859

Eメール kenchikusumai@city.sagamihara.kanagawa.jp